

国土交通大臣 前原 誠司 殿
総務大臣 原口 一博 殿
農林水産大臣 赤松 広隆 殿

国土審議会離島振興対策分科会

分科会長 ○ ○ ○ ○

離島振興対策実施地域の指定解除について

離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域について、下記のとおり、地域の指定を解除する措置をとることを適当と認め、国土審議会第1回離島振興対策分科会の議決に基づき意見を申し上げます。

記

以下の地域については、平成22年4月1日付をもって離島振興対策事業実施地域の指定を解除する。

離島振興対策実施地域	指定を解除する地域
広島県下大崎群島地域	広島県下大崎群島地域の一部（呉市豊島、大崎下島）
愛媛県関前諸島地域	愛媛県関前諸島地域の一部（今治市岡村島）